

平成24年度第22回庁議要旨

日時：平成25年2月25日（月）

午前9時

会場：庁議室

[審議事項]

1 石巻市立北村保育所の移転新築について（河南総合支所・福祉部）

東日本大震災により浄化槽、厨房系の排水設備が被害を受け、災害復旧事業により修繕を行ったが、その後、余震があったことから、再点検したところ調理室内外の壁のひび、床の傾斜を発見したことから、応急修繕を実施するとともに、建物被災調査を実施した結果、基礎杭が全体にわたり損傷していることから大破と判定された。

大規模な地震発生における安全性に課題があるため、早期に新築を行う必要があることや、現地建替えは、仮設保育所の設置等期間を要することから、移転新築することにより早期に安全な保育施設の環境整備を図るもの。

(1) 主な内容

- ア 移転場所 石巻市北村字幕ヶ崎一17番2及び庵ノ窪7番のうちの3, 600㎡
- イ 建物面積 600㎡
- ウ 建物構造 鉄骨造り平屋建て
- エ 定員 60人
- オ 工期 平成25年4月～平成26年3月

2 石巻市中小企業復旧支援事業補助金交付制度の延長について（産業部）

東日本大震災により被害を受けた中小企業者の市内における事業の再開を支援するため、施設及び設備の復旧に要する経費の一部を補助しているが、事業の再開に時間を要する中小企業者もあることから、本年5月31日までとしていた本事業の実施期間を平成26年5月31日まで1年間延長して実施するもの。

(1) 主な内容

ア 補助対象者

(ア) 市内で事業を営んでいる中小企業者（ただし、個人事業者にあつては、東日本大震災時に市内に居住していたものに限る。）で、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食業、運輸業、製造業、サービス業（一部）を営むもの。

(イ) 施設が全壊又はそれに準じる大規模な被害を受け、事業を継続することが困難な者

(ウ) 市内で事業を再開又は継続する者

(エ) 市税及び国民健康保険税を完納しており、かつ、事業内容が堅実な事業者

(オ) 国県等が実施する東日本大震災における施設設備関連の復旧等の補助金を受けていない者

イ 補助対象経費

(ア) 被災した施設の修復、建替えに要する経費

(イ) 被災した設備の修繕又は入替えに要する経費

ウ 補助額

対象事業費	補助率	補助限度額
20万円以上	1/2以内	100万円

※ 東日本大震災以降で交付決定前に行われた事業に要する経費について、書類や写真等による確認が可能であって、適正と認められる場合は、補助金の交付対象とすることができるものとする。

3 石巻市中小企業融資あっせん制度（災害関連枠）等の延長について（産業部）

急激な景気後退による企業等の経営状況の悪化に対応するため、平成21年2月から中小企業者が本市の融資あっせん制度により資金を借り入れた際の信用保証料に対する補給金を交付することにより、緊急的な経済・雇用対策を実施してきたが、東日本大震災の影響により、休業状態の長期化で直接的に被害を受けた事業者に加え、間接的に経営環境が悪化する事業者も増加している。

地域産業の復興と雇用確保のため、地元企業の再生を支援することが極めて重要であり、中長期的な視野で地元事業者の復興を支援する必要があることから、平成23年7月から実施している市融資あっせん制度（災害関連枠）を継続し、東日本大震災の影響により、直接及び間接的に被害を受けた中小企業者を支援するもの。

また、震災に加え、景気への悪影響が懸念されることから、平成21年2月から平成25年3月31日までの期間を定めて実施していた緊急経済対策保証料補給事業を1年間延長し、資金の円滑化を図ることにより、地域事業者の経営の安定を図るもの。

(1) 主な内容

ア 中小企業融資あっせん制度（災害関連枠）の延長

(ア) 融資対象者

- ・ 市内に居住し、かつ、市内で事業を営んでいる者
- ・ 市税及び国民健康保険税を完納し、事業内容が堅実な者
- ・ 石巻市小企業小口融資あっせん制度による融資を受けていない者（完納後は可能）
- ・ 宮城県信用保証協会の代位弁済や金融機関からの取引停止を受けていない者
- ・ 東日本大震災の影響により、市長から経営の安定に支障が生じていることについての認定を受けている中小企業者（間接被害）又は直接被害を受けた中小企業者にあつては被災証明書の交付を受けているもの（直接被害）。

(イ) 融資あっせんの基準

資金の用途	運転資金及び設備資金
貸付限度額	1企業につき5,000,000円
償還期間	10年以内（据置2年以内）
貸付利率	1.5%
償還方法	月賦又は一括返済
保証料補給	50%補給
利子補給	100%補給（3年に限る。）
その他	東日本大震災復興緊急保証制度に基づき運用

(ウ) 取扱期間 平成23年7月1日～平成26年3月31日融資実行分まで

イ 緊急経済対策保証料補給の延長

- (7) 中小企業融資 50%補給
取扱期間：平成21年2月1日～平成26年3月31日融資実行分まで
- (イ) 小企業小口融資 100%補給
取扱期間：平成22年4月1日～平成26年3月31日融資実行分まで
(100%補給)

4 フットサルコート（人工芝）の寄贈に伴う施設及び使用料並びに供用期間等の設定について（建設部・教育委員会）

プロサッカー選手である本田圭佑氏（CSKAモスクワ所属）が東日本大震災の復興支援として、被災地である本市の総合運動公園内にフットサルコート（人工芝）を新設し、本市に寄贈されることとなったもの。

(1) 主な内容

- ア 施設の名称 石巻フットサルコート
- イ 供用期間（時間）については、市民球場（人工芝）と同様に4月1日から11月30日まで（午前5時から午後9時まで）、12月1日から3月31日まで（午前7時から午後6時まで）とする。
- ウ コート使用料（1時間）については、一般500円、大学生300円、高校生200円、中学生100円、小学生以下無料とし、夜間照明設備使用料（1時間）は年齢に関係なく500円とする。
- エ 所在地 石巻市南境字外谷地内（石巻市総合運動公園内フットボール場北側）
- オ 施設規模
- ・ フィールドサイズ 577.50㎡（W35m×D16.5m）
 - ・ 全面人工芝フットサルコート 1面（付帯施設：コンクリート支柱ネット、夜間照明施設）

(2) 今後の予定・施行期日

- ア 平成25年第1回市議会定例会に石巻市都市公園条例の一部改正を提案
- イ 施行期日 平成25年4月1日
- ウ 平成25年3月 フットサルコート贈呈式を開催

5 滞納整理システムの更新について（生活環境部）

平成19年度に導入した滞納整理システムの契約期間は、本年5月末までとなっているが、委託業者との協議の結果、本年10月末まで延長することは可能となったが、本年11月からは、現行滞納整理システムを使用できなくなることから滞納整理システムを更新するもの。

(1) 主な内容

- ア 更新完了を本年10月末日とする。
- イ 安定した業務の継続を図るため、サーバを高性能な最新機器に入れ替える。
- ウ クライアントPC、プリンタは極力現行機器を継続使用する。
- エ モバイル機能を追加する。

[報告事項]

1 虐待防止センターの設置について（福祉部）

児童、障害者、高齢者への虐待、ドメスティック・バイオレンスは、個人の尊厳を著し

く侵し、その自立及び社会参加に深刻な影響を与えることから、早期に発見し、適切に対応する必要があることや年々増加する虐待件数や複雑化・重症化する事案に対して対応困難となる場合が多く、即応性に欠ける状況であることから、虐待防止体制の整備を図るもの。

(1) 主な内容

ア 福祉部（社会福祉事務所）内に、「虐待防止センター」を設置する。

イ 所掌事務

児童、障害者、高齢者の虐待、DVに関すること。

ウ 職員体制 管理職、一般行政職員、専門職員（社会福祉士、精神保健福祉士等）

エ 執務室 市役所2階22作業室

(2) 今後の予定

平成25年4月 虐待防止センター設置